

○新宿区立幼稚園条例

平成18年10月13日

条例第59号

改正 平成20年10月10日条例第60号

平成21年10月16日条例第60号

平成22年12月8日条例第64号

平成23年12月9日条例第41号

平成24年6月19日条例第55号

平成25年10月16日条例第52号

平成27年3月23日条例第33号

平成28年3月22日条例第36号

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、新宿区立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 幼稚園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(平21条例60・平27条例33・一部改正)

(休業日)

第3条 幼稚園の休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定により新宿区教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日

(入園資格)

第4条 幼稚園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、当該幼児及びその保護者が新宿区の区域内に住所を有するものとする。

(入園の承認)

第5条 幼稚園への幼児の入園を希望する保護者は、新宿区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(入園の不承認及び承認の取消し)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかの場合には、前条の承認を行わないことができる。

(1) 当該申請に係る幼稚園の定員に欠員がないとき。

(2) その他当該幼児の入園を不相当と認めるとき。

2 委員会は、次の各号のいずれかの場合には、前条の規定により行った承認を取り消すことができる。

(1) 保護者から退園の申出があったとき。

(2) 当該幼児が新宿区の区域外に転出したとき。

(3) 正当な理由なくして第8条の規定に違反して入園料又は保育料を納めないとき。

(4) 規則で定める届出を行わずに当該幼児の欠席が1か月以上に及んだとき。

(5) その他当該幼児の在園が不相当であると認められるとき。

(平21条例60・一部改正)

(入園料等)

第7条 入園料及び保育料は、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、幼稚園に入園し、又は在園する幼児と生計を一にする世帯(別表第2に定める4階層及び5階層に属する世帯に限る。)に、当該幼児よりも年長の者で、かつ、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(同表に定める4階層に属する世帯にあっては、当該幼児よりも年長の者で、かつ、規則で定める要件に該当する者。以下「特定年長者」という。)がいるときは、当該幼児に係る入園料及び保育料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定年長者の数が1人の場合 別表第2に定める額の5割に相当する額

(2) 特定年長者の数が2人以上の場合 無料

3 幼稚園に入園し、又は在園する幼児と生計を一にする世帯(別表第2に定める4階層に属する世帯に限る。)が、ひとり親世帯等(父母が婚姻を解消した幼児をその幼児の父又は母が監護する世帯その他の規則で定める世帯をいう。)に該当する場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「の数が1人の」とあるのは「がいない」と、同項第2号中「の数が2人以上の」とあるのは「がいる」とする。

(平21条例60・旧第9条繰上・一部改正、平27条例33・平28条例36・一部改正)

(入園料等の納付義務)

第8条 第5条の承認を受けた保護者は、入園料又は保育料を規則で定める納期限までに納付しなければならない。

(平21条例60・旧第10条繰上・一部改正、平27条例33・一部改正)

(入園料等の減免)

第9条 入園料及び保育料は、規則で定めるところにより、減額し、又は免除することができ
きる。

(平21条例60・旧第12条繰上)

(入園料等の不還付)

第10条 既納の入園料及び保育料は還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認め
たときは、この限りでない。

(平21条例60・旧第13条繰上・一部改正)

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め
る。

(平20条例60・一部改正、平21条例60・旧第14条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(新宿区立幼稚園入園料、保育料等条例の廃止)
- 2 新宿区立幼稚園入園料、保育料等条例(昭和22年新宿区条例第22号)は、廃止する。
(新宿区立学校設置条例の一部改正)
- 3 新宿区立学校設置条例(昭和27年新宿区条例第29号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年10月10日条例第60号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月16日条例第60号)抄

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(新宿区立幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 施行日前までに、第3条の規定による改正前の新宿区幼稚園条例(以下「改正前の
条例」という。)第7条第1項の規定による預かり保育の実施又は改正前の条例第8条第1項
の規定による給食の提供を行った場合におけるこれらに係る保育料又は給食費の納付及
び改正前の条例第11条に規定する各申出を行うべき場合において当該申出を規則で定め
る日までに行わなかったときにおける改正前の条例第7条第1項の規定による預かり保育
の実施に係るおやつ提供又は改正前の条例第8条第1項の規定による給食の提供に係る

おやつ代の額に相当する額又は給食費の額に相当する額の納付については、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月8日条例第64号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月9日条例第41号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月19日条例第55号)

この条例中別表新宿区立落合第一幼稚園の項を削る改正規定は平成24年8月1日から、同表新宿区立東戸山幼稚園の項位置の欄の改正規定は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において新宿区教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成24年7月6日教育委員会規則10号により、平成24年10月1日から施行)

附 則(平成25年10月16日条例第52号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第33号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第36号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平21条例60・旧別表第1・一部改正、平22条例64・平23条例41・平24条例55・平25条例52・一部改正、平27条例33・旧別表・一部改正)

名称	位置
新宿区立津久戸幼稚園	東京都新宿区津久戸町2番2号
新宿区立江戸川幼稚園	東京都新宿区水道町1番28号
新宿区立市谷幼稚園	東京都新宿区市谷山伏町1番3号
新宿区立早稲田幼稚園	東京都新宿区早稲田南町25番地
新宿区立鶴巻幼稚園	東京都新宿区早稲田鶴巻町140番地
新宿区立牛込仲之幼稚園	東京都新宿区市谷仲之町4番33号
新宿区立富久幼稚園	東京都新宿区富久町7番24号
新宿区立余丁町幼稚園	東京都新宿区若松町13番1号
新宿区立四谷第六幼稚園	東京都新宿区大京町30番地

新宿区立花園幼稚園	東京都新宿区新宿一丁目22番1号
新宿区立大久保幼稚園	東京都新宿区大久保一丁目1番21号
新宿区立戸山幼稚園	東京都新宿区百人町二丁目1番38号
新宿区立戸塚第一幼稚園	東京都新宿区西早稻田三丁目10番12号
新宿区立戸塚第二幼稚園	東京都新宿区高田馬場一丁目25番21号
新宿区立戸塚第三幼稚園	東京都新宿区高田馬場三丁目18番21号
新宿区立落合第二幼稚園	東京都新宿区上落合二丁目10番23号
新宿区立落合第三幼稚園	東京都新宿区西落合一丁目12番20号
新宿区立落合第四幼稚園	東京都新宿区下落合二丁目9番34号
新宿区立落合第六幼稚園	東京都新宿区西落合四丁目11番21号
新宿区立淀橋第四幼稚園	東京都新宿区北新宿三丁目17番1号
新宿区立西戸山幼稚園	東京都新宿区百人町四丁目7番1号

別表第2(第7条関係)

(平28条例36・全改)

入園する幼児又は各月初日に在園する幼児の属する世帯の階層区分		入園料	保育料(月額)
階層の区分	定義		
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0円	0円
2	1階層を除き、今年度分(4月分から8月までの間に入園	0円	0円
3	した場合の入園料及び4月から8月までの月分の保育料の徴収については、前年	0円	0円
4	度分とする。)の市町村民税	1,500円	6,000円

	又は特別区民税(以下「区市町村民税」という。)の額の区分が次の区分に該当する	課税額の額の区分が	160,000円未満である世帯		
5	世帯	次の区分に該当する世帯	160,000円以上である世帯	1,500円	6,000円

備考

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する均等の額によって課する区市町村民税をいう。
- 2 この表において「所得割課税額」とは、地方税法に規定する所得によって課する区市町村民税の額をいう。ただし、当該区市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は、これを適用せず、又は規則で定めるところにより読み替えて適用する。
- 3 4階層及び5階層に属する世帯に係る8月分の保育料の額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。